

国際会計基準(IFRS)に 関する誤解

(2010年(平成22年)4月)

この「国際会計基準(IFRS)に関する誤解」は、IFRSに関して、誤解を招く情報が流布されているとの指摘があることから、IFRSに関して誤解があると思われる事例を集めたものである。

また、本資料は、専門家でない方々にもご理解をいただけるよう、正確性よりも分かりやすさに重点を置いて作成したものである。

(注意事項)

- 異なる前提条件が存在する場合等には、考え方が異なることもあることに注意が必要である。
- IFRSの見直し等に関する記載については、2010年(平成22年)3月末時点のものであり、見直し等の議論によっては、適切でない記載となる場合もあることに注意が必要である。

全般的事項

1. 上場企業は直ちにIFRSが適用される
2. 非上場の会社(中小企業など)にもIFRSは適用されるのか
3. 全面的なITシステムの見直しが必要か
4. 社内の人材のみではIFRSに対応できないのではないか
5. 監査人の対応が厳しくなるのではないか
6. 英語版IFRSを参照する必要があるのか
7. 財務諸表は英語でも作成する必要があるのか
8. 監査は国際監査基準で行う必要があるのか
9. 監査は大手監査法人でないとできない
10. これまでとは全く異なる内部統制を新たに整備しなければならないのか
11. 業績管理や内部管理の資料もIFRSになるのか

個別的事項

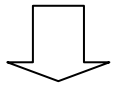
1. IFRSは徹底した時価主義なのではないか
2. 持ち合い株式の時価評価により業績(当期純利益)が悪化するのではないか
3. IFRSでは、利益の表示が当期純利益から包括利益のみに変わるのではないか
4. 企業年金の会計処理方法の変更により、企業の業績が悪化し、年金財政も悪化・崩壊するのではないか
5. 売上の計上にあたり、IFRSを導入すると出荷基準が使えなくなり、期末はすべての着荷や検収の確認をしなければならないのか。また工事進行基準は認められなくなるのか。
6. 減価償却の償却方法は定率法が全く使えなくなるのではないか

(参考)IFRS適用に当たっての実務上の問題への対応について

1. 上場会社は直ちにIFRSが適用される

誤解

上場会社には、直ちにIFRSが適用されるので、大至急準備をしなければならない。



実際

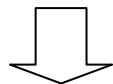
2010年3月期から、一定の要件を満たす上場企業の連結財務諸表について、IFRSを任意に適用できるようになったもの。

- 国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表に、2010年3月期からIFRSを適用できるようになっている（個別財務諸表は日本基準のみ）。
- 2012年を目途に上場企業の連結財務諸表への強制適用の是非を判断することになっている。
- 仮に強制適用を決定した場合、十分な準備期間（少なくとも3年）を確保することになっている（企業会計審議会「中間報告」）。
- 上場企業の個別財務諸表へのIFRSの任意適用については、今後、幅広い見地から検討を行うことになっている（企業会計審議会「中間報告」）。

2. 非上場の会社(中小企業など)にもIFRSは適用されるのか

誤解

非上場の会社(中小企業など)であっても、IFRSを適用しなければならない。



実際

非上場の会社はIFRSを適用する必要はない。

○ 2010年3月期からのIFRSの任意適用は、上場企業で、かつ、国際的な財務・事業活動を行う企業の連結財務諸表に限られている。

○ 非上場の会社(中小企業など)に対するIFRSの強制適用は、将来的にも全く想定されていない。

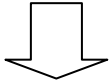
(注) 上場会社の連結財務諸表にIFRSを適用する場合、当該会社の非上場の連結子会社等は親会社に対し、親会社がIFRS適用のために必要な情報を提供する必要があるが、その場合であっても、当該連結子会社等が作成する財務諸表にIFRSの適用を強制することはない。

○ 国際的な資金調達等を行わない非上場の会社(中小企業など)には、必ずしもIFRSとのコンバージェンス(収れん)を積極的に進める必要はないとの見解もあるところ。民間の会計関係者により、「非上場会社の会計基準に関する懇談会」が設置され、非上場会社向けの会計基準の議論開始。

3. 全面的なITシステムの見直しが必要か

誤解

IFRSになると、ITシステムを含め、業務プロセス全般について全面的に見直さなければならない。



実際

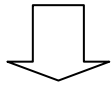
既存のシステムの全面的な見直しは、必ずしも必要ではない。

○ IFRSを適用するために必要な範囲で、システムの見直しを行えばよい。

4. 社内の人材のみではIFRSに対応できないのではないか

誤解

IFRSはプリンシプル・ベース(原則主義)なので、適切な処理の検討について、社内の人材のみでは対応できず、必ずコンサルタントなどに依頼しなければならない。



実際

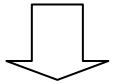
プリンシプル・ベースだからといって、コンサルタントなどの外部専門家に依頼しなければならないということはない。

○ 研修や自習、社内検討等を通じて社内の体制を整備することでも相応の対応が可能と考えられる。

5. 監査人の対応が厳しくなるのではないか

誤解

IFRSになると、プリンシプル・ベース(原則主義)になるので、監査人の言うとおりにしなければ監査意見をもらえなくなる。



実際

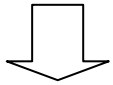
IFRSになったからといって、監査人の対応が厳しくなるわけではない。

○ プリンシプル・ベースのIFRSに基づく財務諸表を作成できる体制を整備し、会計処理の考え方等を自ら説明することが重要。

6. 英語版IFRSを参照する必要があるのか

誤解

IFRSになると、英語で作成された原典を参照して作成しなければならず、日本語翻訳版に従って連結財務諸表を作成することはできない。



実際

日本語翻訳版を参照して連結財務諸表を作成できる。

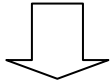
○ 日本語翻訳版に基づいて作成すれば、金融商品取引法上認められる。

○ IFRSはプリンシプル・ベース(原則主義)であり、過度に形式的な文言解釈に陥ることなく、基準の趣旨に照らして、適切に判断して作成されることが重要。

7. 財務諸表は英語でも作成する必要があるのか

誤解

IFRSになると、財務諸表は、日本語だけでなく英語でも作成しなければならない。



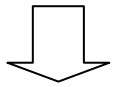
実際

IFRSになっても、我が国企業の財務諸表は、英語で作成する必要はない。

○ 我が国企業の有価証券報告書に記載される財務諸表は、日本語で作成されたものを提出することになっている。

8. 監査は国際監査基準で行う必要があるのか

誤解 IFRSになると、監査も国際監査基準 (ISA) に基づいて行わなければならない。



実際 IFRSになっても、我が国の企業は、日本の監査基準に従って監査を受けることになる。

○ IFRSを適用している諸外国においても、必ずしもISAで監査が行われている訳ではない。

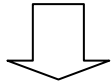
○ 我が国の監査基準は、国際的な監査基準と整合性をとってきており、ISAと大きな差異はないものになっている。

○ ISAは、世界共通の監査の基準を定めるとの観点から、国際監査・保証基準審議会 (IAASB) で策定された監査の指針。

9. 監査は大手監査法人でないとできない

誤解

IFRSになると、監査上の判断について日本国内だけではできないため、国際的な提携をしている大手監査法人でないと監査ができない。



実際

IFRSになっても、監査上の判断については、日本の法令や監査基準に基づいて我が国の監査人が行うものであり、国際的な提携をしている大手監査法人でなければ監査ができないということはない。

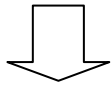
○ 監査人もIFRSについての十分な理解が必要であるが、大手監査法人でなければならないということはない。

○ 大手監査法人以外の監査法人や公認会計士についても、日本公認会計士協会が研修や情報提供などの支援をしている。

10. これまでとは全く異なる内部統制を新たに整備しなければならないのか

誤解

IFRSになると、これまでとは全く異なる内部統制を新たに整備しなければならない。



実際

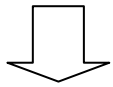
IFRSになったからといって、内部統制を全面的に見直す必要はない。

○ 財務報告に係る内部統制は、財務諸表が適正に作成されるための社内の体制であり、IFRSを適用するために必要な範囲で、体制の見直しを行えばよい。

11. 業績管理や内部管理の資料もIFRSになるのか

誤解

企業内部の業績管理や内部管理の資料もIFRSで作成しなければならない。



実際

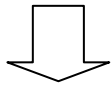
企業内部の業績管理や内部管理の資料までは、IFRSで作成することを強制されておらず、企業の独自の方法で作成すればよい。

- 企業内部の業績管理や内部管理の資料の作成方法は、特に定められておらず、企業が自由に作成できる。
- ただし、IFRSで対応しやすいよう、内部資料についてもIFRSで作成することを企業の方針とすることを否定するものではない。

1. IFRSは徹底した時価主義なのではないか

誤解

IFRSを導入すると、土地など固定資産も含めて全面的に公正価値(時価)で評価しなければならない。



実際

IFRSにおいて、公正価値(時価)で評価しなければならない範囲は、現行の日本基準と大きくは異なるない。

	IFRS(現行)	日本基準
公正価値 (時価)評価	・金融商品(売買目的、デリバティブ、売却可能資産(有価証券)) ・トレーディング目的の棚卸資産	・金融商品(売買目的、デリバティブ、その他有価証券) ・トレーディング目的の棚卸資産
取得原価	・棚卸資産(トレーディング目的以外) ・有形固定資産※ ・無形資産※ ・投資不動産※	・棚卸資産(トレーディング目的以外) ・有形固定資産 ・無形固定資産 ・賃貸等不動産

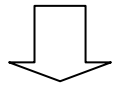
※再評価(公正価値(時価)評価)による方法を選択できる。

(注) IFRSでは、金融商品の分類と測定に関する基準が見直されたが(IFRS9号 2009年公表)、公正価値(時価)評価の範囲は、現行のIFRSと大きくは変わらない。

2. 持ち合い株式の時価評価により業績(当期純利益)が悪化するのではないか

誤解

IFRSの見直しが行われると、持ち合い株式の公正価値(時価)評価変動額を損益に計上しなければならなくなるため、業績(当期純利益)が大幅に悪化する。



実際

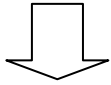
持ち合い株式の公正価値(時価)評価変動額は損益(純利益)ではなく、その他の包括利益に計上する方法を選択でき、その場合、当期純利益が悪化することはない。

○ 見直し後のIFRSによると、株式について、我が国のいわゆる株式持ち合いの慣行を踏まえ、持ち合い株式を含め、経営者の意思で評価損益をその他の包括利益に計上する方法を選択できる。その場合、評価損益のみならず、売却損益のいずれも損益(純利益)に計上せず、減損会計も適用されない。なお、その場合でも、受取配当金は純利益に計上。(IFRS9号 2009年公表)

3. IFRSでは、利益の表示が当期純利益から包括利益のみに変わるのではないか

誤解

IFRSでは、年度の業績把握の指標として多く用いられている当期純利益が用いられなくなり、包括利益のみに変わる。



実際

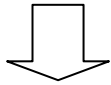
IFRSでも、当期純利益が表示され、業績把握のために重要なものであることに変わりはない。

○ IFRSによる包括利益計算書では、当期純利益及び当期の純資産額(増資等資本取引を除く)の変動を表す包括利益の双方が表示されるが、当期純利益が業績把握のために重要な指標であることに変わりはない。

4. 企業年金の会計処理方法の変更により、企業の業績が悪化し、年金財政も悪化・崩壊するのではないか

誤解

IFRSの見直しが行われると、企業年金の積立不足額を即時に費用処理しなければならないため、業績(当期純利益)が大幅に悪化する。
また、年金の積立不足がすべて財務諸表に表れるため、年金財政が悪化・崩壊する。



実際

現行のIFRSでは、企業年金の積立不足の増減に伴う数理計算上の差異(年金資産の期待収益と運用成果の差異など)については、一定額以上のみを平均残存勤務期間で均等償却する方法、「その他の包括利益」として即時に認識する方法などが選択可。

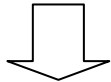
○ 現在進められているIFRSの見直しにおいて、数理計算上の差異については、「損益」ではなく、「その他の包括利益」として認識する方向で検討中。したがって、当期純利益が悪化することはないと見込まれる。

これまでの未認識(財務諸表に載らなかった)積立不足は、貸借対照表上、負債として全額計上されることとなる見込み(2009年末現在)。なお、現在の日本基準の下で、未認識の積立不足の額は注記の形で開示されている(日本基準でも、負債への全額計上の2012年3月からの導入についてASBJが公開草案を公表)。

5. 売上の計上にあたり、IFRSを導入すると出荷基準が使えなくなり、期末はすべての着荷や検収の確認をしなければならないのか。また工事進行基準は認められなくなるのか。

誤解

IFRSでは、収益の認識基準が我が国とは異なり、我が国でこれまで広く使われていた出荷基準による売上の計上が認められなくなる。



実際

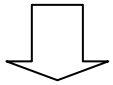
現在の日本基準は実現主義であり、現在のIFRSの収益認識基準(リスクと便益の買主への移転)に照らし合わせても、ほぼ同様の結果となることが多い。例えば、取引の形態によっては、着荷や検収の事実を一々確認しなくても、出荷の事実をベースに、配送に要する期間等を考慮して、合理的にリスクと便益の移転が認められる場合、その時点で売上の計上ができる場合がある。いずれにせよ、プリンシプルに照らして、個々具体的な事例に即して適切に判断することになる。

- 現在、収益の認識に係るIFRSの見直しが進められているが、
 - ・ 工事進行基準については、複数の指標を総合的に勘案して、財やサービスに対する支配が工事の進捗に合わせて移転しているのであれば、工事進行基準が適用できる方向で検討中。

6. 減価償却の償却方法は、定率法が全く使えなくなるのではないか

誤解

IFRSになると、有形固定資産の償却方法は、定率法は全く使えなくなり、見直しが必要。



実際

IFRSは、減価償却は資産の償却可能価額を耐用年数にわたって規則的に配分するものであり、償却方法は、将来的な資産の経済的便益の消費パターンを反映したものを採用しなければならないとされている。定率法と定額法との間に優劣はない。

【IAS 第16号(有形固定資産)62項】

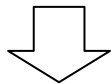
資産の償却可能価額を耐用年数にわたって規則的に配分するために、種々の減価償却方法が用いられる。そうした方法には、定額法、定率法及び生産高比例法がある。定額法では、資産の残存価額が変化しない場合には、耐用年数にわたり一定額の費用が計上されることになる。定率法では、耐用年数にわたり、逓減的な費用が計上されることになる。生産高比例法では、予測される使用や生産高に応じて費用が計上されることになる。企業は資産に具現化された将来の経済的便益の予測消費パターンを最も近く反映している方法を選択する。適用される方法は、将来の経済的便益の予測消費パターンに変更がない限り、每期継続して適用される。

(参考)IFRS適用に当たっての実務上の問題への対応について

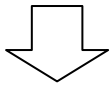
IFRSは、プリンシプル・ベース(原則主義)に基づく考えによって構成。ASBJ(企業会計基準委員会)においては、特に重要な論点について、以下のようなルートでIASB(国際会計基準審議会)に照会して、実務上の問題への対応に努めている。

～照会ルート～

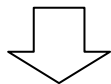
- IFRS適用を準備している会社全体に重要な影響を与える論点につき、IFRS導入準備タスクフォース等で対象案件の抽出や論点の整理



- ASBJに設置されたIFRS実務対応グループ^注でそれらを議論



- 我が国においてIFRSの具体的な適用に関して確認が必要な論点を抽出



- ASBJを窓口として、IASBのスタッフに相談・照会

※ 退職給付信託の会計処理を相談(2009年)

(注1) IFRS実務対応グループ

ASBJ内に設置されており、経団連のIFRS導入準備タスクフォースメンバーの上場会社、監査人等も参加

(注2)この照会ルートによらず、IASBに直接照会することが可能